

第352回三木市議会定例会提出議案の概要

第352回三木市議会（令和元年6月3日開会）に提出する議案7件（専決処分の報告1件、条例関係4件、補正予算関係1件、財産の取得1件）の概要は次のとおりです。

1 専決処分の報告関係

(1) 報告第3号 専決処分について（令和元年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））（財政課）

平成30年度三木市国民健康保険特別会計において、2,400万円の収支不足が生じる見込みとなったことから、当該不足額に令和元年度の歳入から繰上充用を行うため、令和元年5月24日に地方自治法第179条第1項による専決処分をし、歳入歳出それぞれ2,400万円を追加し、歳入歳出それぞれ94億1,600万円としたもの。

2 条例関係

(1) 第24号議案 三木市税条例の一部を改正する条例の制定について（税務課）

ア 改正の理由

地方税法等の改正に伴い、三木市税条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 市民税関係

- i 給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項に、単身児童扶養者に関する事項を追加する。
- ii 大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法等について規定する。
- iii 個人の市民税非課税措置の対象見直しに伴い所要の改正を行う。
 - (i) 非課税措置の対象者に単身児童扶養者を追加する。
 - (ii) 障がい者、未成年者及び寡婦等の非課税措置に係る所得制限を、125万円から135万円に引き上げる。
 - (iii) 所得控除及び調整控除に係る所得要件を追加する。

iv 法人税割の税率を、12.1%から8.4%に引き下げる。

(イ) 軽自動車税関係

i 自動車取得税の廃止及び環境性能割の創設に伴い、環境性能割の課税標準、税率及び徴収の方法等について規定する。

ii 現行の軽自動車税を種別割に名称変更することに伴い規定を整理する。

iii グリーン化特例の延長に伴い、令和4年度以後の軽課税措置について規定する。

ウ 施行期日

イ(ア) iv並びにイ(イ) i及びii 令和元年10月1日

イ(ア) i 令和2年1月1日

イ(ア) ii 令和2年4月1日

イ(ア) iii 令和3年1月1日

イ(イ) iii 令和3年4月1日

(2) 第25号議案 三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（医療保険課）

ア 改正の理由

地方税法施行令の改正に伴い、三木市国民健康保険税条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 国民健康保険税の基礎課税分に係る課税限度額を引き上げる。

項目	現行	改正後
基礎課税分	58万円	61万円
後期高齢者支援金分	19万円	改正なし
介護納付金分	16万円	改正なし

(イ) 国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の額を改める。

区分	現行	改正後
7割軽減	33万円	改正なし
5割軽減	33万円+27万5千円×被保険者数 例：3人世帯の場合 33万円+27万5千円×3人 =115万5千円	33万円+28万円×被保険者数 例：3人世帯の場合 33万円+28万円×3人 =117万円

2割軽減	33万円+50万円×被保険者数 例：3人世帯の場合 33万円+50万円×3人 =183万円	33万円+51万円×被保険者数 例：3人世帯の場合 33万円+51万円×3人 =186万円
------	--	--

ウ 施行期日
公布の日

(3) 第26号議案 三木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（介護保険課）

ア 改正の理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、三木市介護保険条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

令和元年度から令和2年度までの介護保険料について、次のとおり改正する。

- (ア) 所得段階の第1段階対象者について、介護保険料を年額28,080円から年額23,400円に軽減
- (イ) 所得段階の第2段階対象者について、介護保険料を年額46,800円から年額39,000円に軽減
- (ウ) 所得段階の第3段階対象者について、介護保険料を年額46,800円から年額45,240円に軽減

ウ 施行期日

公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(4) 第27号議案 三木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について（消防本部予防課）

ア 改正の理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、三木市火災予防条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

- (ア) 日本工業規格から日本産業規格に名称を改める。
- (イ) 民泊住戸部分が300㎡未満の民泊施設において、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合は、住宅用防災警報器等の設置が免除される旨の規定を追加する。

ウ 施行期日

令和元年7月1日

3 補正予算関係 【別添「令和元年度6月補正予算（案）の概要」参照】

(1) 第28号議案 令和元年度三木市一般会計補正予算（第1号）

4 条例、予算関係以外

(1) 第29号議案 財産の取得について（財政課）

水槽付消防ポンプ自動車を取得するにあたり、予定価格が議会の議決に付すべき基準以上となったので、条例の定めるところにより議会の議決を求めるもの。

問い合わせ 三木市総合政策部法務情報課
電話 0794-82-2000（内線 2421）